社団法人　神奈川県建築士事務所協会
応急仮設住宅計画コンペティション応募要項

【趣　旨】

現在、応急仮設住宅は、(社)プレハブ建築協会と都道府県が災害救助法に基づき建設されています。特に、昨年発生した東日本大震災では巨大津波による被害も相まって、用地・資材・人員等の確保が困難な状況下に置かれ、迅速な供給をする上で様々な対応が必要となりました。また、応急仮設住宅に入居時の間取りのタイプ・広さのミスマッチ、入居後の温熱環境の問題、入居期間と住環境の問題、行政・福祉サービス対応といった問題もクローズアップされています。特に東日本大震災では、コミュニティケアに配慮された新しいタイプの仮設住宅地も実現しています。さらには退去後の空き室の利用、入居者が全員退去した後の建物の解体処分や払い下げ等の方法についても話題となっています。

そして、これらのことを踏まえ、将来において大地震等の災害の発生に対してどのように対処していくかが広く議論されています。

社団法人神奈川県建築士事務所協会では首都圏における災害発生時に対してどのように備えていくかを検討・提案していこうと考えております。

そこで、首都圏における災害発生時において、迅速な応急仮設住宅の建設と、適切な居住環境の確保を目指し、神奈川県内にある実際の用地を三カ所想定し、災害救助法等の現行法令も意識したリアリティのある応急仮設住宅の提案（材質、構造等も自由）を広く募集することと致しました。

様々な提案を基に、今後の対策に活かして頂きたいと考えております。

また、本コンペティションを通して、建築技術者の資質の向上・活用を図り、防災・減災のまちづくりに対する意識を喚起することも目的として、広くアイディアを募集します。

【主　催】

社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、神事協）

【テーマ】

下記３つの候補地よりひとつ選択して提案する。

①横浜市（狭小型）　　都市部の敷地面積の小さい用地に対する提案
②三浦市（段差型）　　高低差により分割された中規模の用地に対する提案
③小田原市（広域型）　広域防災拠点の一部の用地に対する提案（材質、構法は木造）

【入　選】

最優秀賞　１点　15 万円、優秀賞　２点　５万円、佳作　数点

【審査員】（予定）

東京大学大学院大月敏雄准教授
神奈川県関係者
横浜市建築局関係者
(社)福島県建設業協会関係者
(社)神奈川県建築士事務所協会会長

【応募登録方法】

所定の申込書（ホームページより申込書（ワード）をダウンロード可）に必要事項を記入の上、神事協事務局までＥメールにて申込みする。
申込書受領後、応募者へ登録番号を記載し返信致します。

【作品提出方法】
郵送又は宅配便か持参にて神事協事務局に提出。
郵送、宅配便の場合は作品提出締切日の消印まで有効。

【作品提出先】
(社)神奈川県建築士事務所協会　事務局
〒231-0032
横浜市中区不老町３－１２　第３不二ビル２階
TEL　045-228-0755　　Ｅメール：info@j-kana.or.jp

【提出内容】
設計趣旨：文字数は 800 字以内とする。
図　　面：配置図・平面図・立面図・断面図・その他（パース、模型写真等表現は自由）
用紙右下に登録番号を記載すること。
縮　　尺：配置図は対象敷地ごとに指定する。　平面図･立面図は、1/100。
用　　紙：材質は自由とし、Ａ１版縦１枚にまとめる。
（裏面使用不可。作品はパネル化すること。）
提出書類：パネル１部。作品データ（PDF）（ＣＤ－ＲもしくはDVD-R）１枚。

【応募資格】
国籍は問いません。個人、グループの応募も問いません。

【費用】
無償にて応募して頂きます。

【現地調査】
現地調査は、各自で行って下さい。
但し、周辺住民等へ迷惑をかけないように十分配慮して下さい。

１）横浜市
①現在は、まちのはらっぱとして使用していますが、この用地は事業予定地です。
②横浜市へは問合せをしないで下さい。

２）三浦市
①施設内への立ち入りは出来ません。別途、見学会を開催予定です。
②三浦市へは問い合せをしないで下さい。

３)小田原市
①公園施設のため、利用者に迷惑をかけないように十分配慮して下さい。
②小田原市へは問い合せをしないで下さい。

【計画条件】
・別紙敷地条件等を参照して下さい。
・測量図、案内図、航空写真、敷地写真（周辺写真含む)、住宅地図は、神事協ホームページを参照して下さい。
・設計与条件については、神事協ホームページを参照して下さい。
・材質、構法、工期、工事費を考慮して下さい。工事費等は、災害救助法を考慮して下さい。
・住み心地、居住性を考慮して下さい。
・原則一戸当たり９坪タイプとする。但し、入居者の家族構成等を勘案して 6～12 坪タイプも提案して下さい。
・集会所、コミュニティケア、生活利便施設等も考慮して下さい。

【日　程】（予定）
要項発表：平成２４年　９月　１日
登録開始：平成２４年１０月　１日
登録締切：平成２４年１０月１５日
質疑期間：平成２４年　９月　1 日～９月１５日（最終日午後 4 時迄）に指定質問用紙にて
神事協事務局にＥメール（ワード、pdf 形式）して下さい。
上記以外の日時の質問は受付けません。
質疑回答：平成２４年　９月３０日（ホームページに掲載）
作品提出締切：平成２４年１２月　５日
一次審査（非公開）：平成２４年１２月下旬
二次審査（公開プレゼン）：平成２５年　１月下旬　　会場：(社)神奈川県建築士事務所協会
結果発表：平成２５年　２月中旬
入選者へ通知後、神事協ホームページに掲載する。
また、落選者への通知は致しません。
◆表彰式：平成２５年　３月
※講評、講演、作品展示を別途開催する予定です。

【審査基準】
災害救助法を考慮します。（ホームページの別添資料参考）

【審査方法】
提出内容による一次審査を行い、５～１０点程度を選出。二次審査は、原則提出図面によるプレゼンテーションを行い、入選作品を決定する。

【注意事項】
◆未発表のオリジナル作品に限ります。
◆応募作品の返却はしませんので、必要な場合はあらかじめ複製をとって下さい。
◆応募作品の一部、あるいは全部が、他者の著作権を侵害するものであってはなりません。
◆審査結果については一切の異議、疑義は出来ません。
◆応募要項に逸脱した作品については、失格となりますので、ご注意ください。
◆著作権は応募者、使用権は主催者に帰属します。
・提出内容の著作権は、応募者に帰属します。
・主催者は、本提案競技の趣旨の範囲内で、著作権者名を明示したうえで、提出内容を活用・公表できるものとします。
・全ての提出内容の著作権等の知的所有権の全て又は一部は、主催者等により今後の調査、提案等に使用することがあります。ただし、使用にあたっては著作権者の許可なく使用できるものとします。

この事業は、(財)建築技術教育普及センターの助成金を受け、実施しております。

①横浜市（狭小型）の計画条件

１．敷地場所：横浜市鶴見区矢向３丁目４８番８

２．用途地域：第一種住居地域

３．敷地面積：約 ２，６００ ㎡

４．地盤：十分安全なものとする。

５．インフラ：上水、下水（合流式）、電気、ガスは、完備されているものとする。

６．住戸数：自由設定とする。

７．平屋に限らず、２階建て、３階建ても可とする。

８．構造等（材質、構法）は、自由設定とする。

９．工期、供与期間等は、災害救助法によります。

10. 工費：一住戸あたりの概算金額を記載して下さい。

11. 縮尺：配置図　　1/300

②三浦市（段差型）の計画条件

１．敷地場所：三浦市初声町下宮田字長作５番２外

２．用途地域：第一種住居地域

３．敷地面積：５３，０００㎡

４．地盤：十分安全なものとする。

５．インフラ：上水、下水（浄化槽）、電気、ガスは、新設とする。

６．住戸数：自由設定とする。

７．その他：構造等（材質、構法）は、自由設定とする。

８．工期、供与期間等は、災害救助法によります。

９．工費：一住戸あたりの概算金額を記載して下さい。

10．縮尺：配置　　1/1,000

③小田原市（広域総合型）の計画条件

１．敷地場所：小田原市東大友１１３（上府中公園多目的広場）

２．用途地域：指定なし（公園）

３．敷地面積：約１０，４００㎡

４．地盤：十分安全なものとする。

５．インフラ：既存インフラとして上水、電気、都市ガスは完備。下水（浄化槽）は新設とする。

６．住戸数：自由設定とする。

７．その他：同公園内の野球場は物資運搬用のヘリポートとして、スポーツ広場は自衛隊基地として活用されることを想定して提案を行うこと。

８．構造等（材質、構法）は、木造とする。

９．工期、供与期間等は、災害救助法によります。

10. 工費：一住戸あたりの概算金額を記載して下さい。

11. 縮尺：配置図　　1/600

＜参考＞

災害救助法には次のような記述があります。

『仮設住宅（かせつじゅうたく）は、地震や水害、山崩れなどの自然災害などにより、居住地を失った住民に対し、行政が貸与する仮の住居（正式名称は「応急仮設住宅」と呼ぶ）。』

仮設住宅は、主にプレハブ工法による、組立タイプとユニットタイプが用いられています。

災害救助法の適用については、都道府県知事がその適用の適否を判断し、着工は災害の発生の日から 20 日以内としており、貸与期間は完成の日から 2 年以内と規定されています。

応急仮設住宅	根拠：災害救助法第２３条一 根拠：平成 12 年厚生省告示第 144 号
災害発生から 20 日以内に着工	根拠：平成 12 年厚生省告示第 144 号 根拠：災害救助法施行細則別表１
供与期間は、完成の日から２年	根拠：災害救助法施行細則別表１ 根拠：建築基準法第８５条
費用の種類及び限度額	根拠：災害救助法施行細則別表１ 根拠：平成 12 年厚生省告示第 144 号
救助の対象	根拠：災害救助法施行細則別表１
標準仕様 一戸当たりの規模：29.7 ㎡ 設置費用：2,326,000 円	根拠：平成 12 年厚生省告示第 144 号 根拠：災害救助法施行細則別表１

※　応急仮設住宅の設置に関するガイドライン
http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/767dc05d066770524925745e0023bb0e/$FILE/20080604_3shiryou_all_4.pdf